

# ★憲法九条が自衛隊派遣をとめた！

◆これが日米首脳会談の唯一の成果です。

## アメリカのイラン攻撃と日本への要求

- ◆2月28日に始まったアメリカとイスラエルによるイラン攻撃。トランプ大統領は「すぐ終わる」と言ったが1・5ヶ月が過ぎました。
- ◆そもそも戦争は倫理的に許されませんが、自国が全く攻撃されていないのに一方的に攻撃するのは国際法違反です（\*）。
- （\*）国際法上、武力行使が許されるのは、①自国が一方的に攻撃された時、②国連安保理の承認、③他に手段がない場合です。トランプ大統領はこれらを一切無視しています。
- ◆アメリカが勝手に起こした国際違反の戦争処理のためにトランプ大統領は戦争状態にあるホルムズ海峡に日本の自衛隊派遣を求めました。

## 自衛隊派遣拒否は憲法九条からの当然の答え

- ◆これに対し、高市首相は「法律上できない」と答えました。法律上とは憲法第九条の「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれ（＝武力行使）を放棄する。」という条項です。当然の答えであり日米首脳会談の唯一の成果です。
- ◆一方、高市政権は国際法違反のこの戦争そのものについては沈黙を守り、アメリカ・イスラエルを批判していません。憲法九条がなかったら自衛隊派遣をOKしていたかも知れません。

## 日本国憲法を世界の平和憲法へ

- ◆戦争とは人を殺すことです。その戦争を放棄・禁止した憲法は日本の誇りです。憲法第九条はこの度、自衛隊の戦場への派遣を拒む力となりました。
- ◆しかし、その姿とは裏腹に、いま日本は戦争準備に舵を切り、防衛費予算は教育予算のほぼ倍の9・3兆円にも膨らんでいます。スパイ防止法と称して国民の戦争反対意志の抑圧につながりかねない準備も進んでいます。
- ◆新しい政権はこの姿勢を改め、世界の平和のため日本国憲法を世界の平和のために行き事切に求めます。

二〇二六年四月十二日（日）平和スタンディング第8回  
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中央区紺屋町三〇一―一五  
★月例スタンディング 毎月第二日曜日・午後一時浜松駅北口



## 日本国憲法前文

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようとは、全世界の国が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

## 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

## 第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。